

小児用肺炎球菌ワクチンについて

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください～

1. 病気の説明

肺炎球菌は、細菌による子どもの感染症の二大原因のひとつです。この菌は、子どもの多くが鼻の奥に保菌していて、飛沫感染により伝播します。小児では無症状のまま上咽頭に保菌している場合が多いとされていますが、抵抗力の低下や、粘膜バリアの損傷などにより菌が体内に侵入すると、時に細菌性髄膜炎、菌血症・敗血症、肺炎、中耳炎といった病気を起こします。

また、肺炎球菌には複数の血清型があり、肺炎球菌による感染症に罹患しても、以降の感染を防止することのできる免疫の獲得は期待できず、繰り返し感染することがあります。

肺炎球菌による感染症は、2歳未満の乳幼児、特に0歳児での発症のリスクが高いとされており、日本での罹患率は、5歳未満小児人口10万対2.6～2.9とされ、年間約150人前後が発症していると推定されています。また、約21%が予後不良であったとされています。

2. 接種について

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、合計4回皮下又は筋肉内に接種します（接種回数は、接種を始めた年齢によって変わりますのでご注意ください）。

生後2カ月から5歳未満の方が対象です。標準的接種スケジュールは、生後2カ月から7カ月になるまでに接種を開始し、27日以上の間隔をあけて3回（初回接種3回は1歳を迎えるまでに済ませるようにしてください）、追加接種は生後1歳を迎えた後、3回目の接種から60日以上間隔をあけ、生後12カ月から15カ月の間に1回接種します。

なお、標準的スケジュール以外の接種回数、間隔は次のとおりです。

- ・生後7カ月～1歳未満で接種を始めた場合…1回目から27日以上間隔をあけて2歳になるまで（標準的には1歳まで）に2回目を接種し、2回目から60日以上間隔をあけて生後1歳以降に追加接種をします。
- ・1歳～2歳未満で接種を開始した場合…60日以上の間隔をあけて2回接種します。
- ・2歳～5歳未満で接種を開始した場合…1回接種をします。

ワクチンにより、国内における肺炎球菌性疾患の主な要因となる15種の血清型に起因する感染症の予防効果が期待できます。

3. ワクチンの副反応

小児用肺炎球菌ワクチンの接種後に、他のワクチン接種と同様に副反応がみられることがあります。通常は一時的なもので、数日で消失します。接種時の副反応としては、接種部位の紅斑、硬結、腫脹、疼痛や発熱が認められています。また、まれに報告される重大な副反応としては、アナフィラキシー、痙攣、血小板減少性紫斑病等が報告されています。

4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪と思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③**母子健康手帳は必ず持っていきましょう。**
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。

予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合、及び免疫抑制を来す治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が接種は不適切な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。